

社会保障審議会企業年金部会
山崎泰彦 部会長 殿

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会
委員長 森戸英幸

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況
(平成26年10月1日～平成27年3月31日)に関する報告書

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 特例解散の手続き

年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や責任準備金相当額の納付猶予を認める特例措置が平成25年6月に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）で法定されました。

こうした特例措置を講じて解散する「特例解散」は、一定の要件を満たすことにより、厚生労働大臣が認定又は承認することができるものとされており、厚生労働大臣が当該承認等を行う場合は、厚生年金本体との公平性を保つ観点から社会保障審議会の意見を聴くことが法定されました。

2 専門委員会の設置

平成26年3月18日に開催された第3回社会保障審議会企業年金部会（以下「部会」という。）において、部会に、平成25年改正法において社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置することとされました。専門委員会は、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条に基づき、その運営状況について定期的に部会に報告することとされました。

3 専門委員会の開催状況

平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、専門委員会を計6回開催して審査を行い、13件について特例解散の承認が妥当と判断しました。各回の議事概要は以下のとおりです。

(1) 第6回委員会（平成26年10月24日開催）

2件が付議され、そのうち1件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残りの1件については、納付猶予期間が5年を超えることの理由を具体的に記載する必要があるとの意見や、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報から、納付猶予期間が長すぎると思われる事業所については、個別に短縮を促すことが必要との意見があり継続審議とされました。

(2) 第7回委員会（平成26年11月17日開催）

4件が付議され、そのうち2件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残りの2件については、納付猶予期間が5年を超えることの理由を具体的に記載する必要があるとの意見や、納付猶予期間の妥当性を判断するには、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報が不可欠であり、その上で、猶予期間が長期にわたるものについては、これらの情報に即して妥当性を確認の上、必要な場合には納付期間の短縮を促すことが必要との意見があり継続審議とされました。

(3) 第8回委員会（平成26年12月15日開催）

第7回委員会で継続審議とされた2件が付議され、そのうち1件については条件を満たしたならば妥当とすることとされました。

残りの1件について、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報から、納付猶予期間が長すぎると思われる事業所については、個別に短縮を促すことが必要との意見があり継続審議とされました。

(4) 第9回委員会（平成27年1月9日開催）

5件が付議され、そのうち4件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残りの1件について、申請された納付猶予期間が15年を超えている場合において、その場合の納付額が現行の基金掛金額と比較して一定程度低い場合等には、納付猶予期間の短縮を促すことが必要との意見や、納付猶予期間が15年を超えている場合において、解散後に中退共や確定給付企業年金等の他の企業年金制度等を導入することを理由に納付猶予期間を延長する場合は、事業主からその疎明を求めることが必要などの意見があり継続審議とされました。

このほか、納付計画を提出しない設立事業所に係る納付額については、適切に徴収するよう基金に促すことが必要との意見がありました。

また、第8回委員会において条件を満たしたならば妥当とすることとされていた1件については、各委員に当該事案が条件を満たしたことを報告し妥当とされたことについて報告されました。

(5) 第10回委員会（平成27年1月26日開催）

2件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

事業所の財務状況と納付猶予期間に関することや平成25年改正法で定められた責任準備金相当額の算定方法に関すること等について議論されました。

(6) 第11回委員会（平成27年3月3日開催）

3件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

基金に対する掛金を滞納している設立事業所に対し当該滞納額の速やかな解消を促すとともに、基金に対して適切に滞納処分を実施するように促すことが必要との意見がありました。